

泉大津市議会令和8年第1回臨時会会議事項

(令和8年5月13日)

# 会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ペー ジ
報 告	5	専決処分報告の件（令和7年度泉大津市病院事業会計補正予算の件）	3
同	6	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	1 5
同	7	専決処分報告の件（泉大津市市税条例の一部改正の件）	1 9
同	8	専決処分報告の件（令和7年度泉大津市一般会計補正予算の件）	5 9
同	9	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	8 9
議 案	3 2	泉大津市市税条例の一部改正の件	9 3

報告第5号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和8年5月13日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	2
専決年月日	令和8年3月23日
事件名	令和7年度泉大津市病院事業会計補正予算の件（補正第1号）







専決第2号

## 令和7年度泉大津市病院事業会計補正予算

第1条 令和7年度泉大津市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度泉大津市病院事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	824,076千円	5千円	824,081千円
第2項 企業債償還金	556,167千円	5千円	556,172千円

令和8年3月23日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

令和7年度泉大津市病院

資 本 の

款	項	目
1 資 本 の 支 出		
	2 企 業 債 償 還 金	
		1 企 業 債 償 還 金

# 事業会計補正予算実施計画

## 支 出

既決予定額	補正予定額	計
千円 824,076	千円 5	千円 824,081
556,167	5	556,172
556,167	5	556,172

## 令和7年度 泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 1,589,685
減価償却費	787,471
固定資産除却費	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 311
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 19,246
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 6,642
長期前受金戻入額	△ 63,000
支払利息	271,010
未収金の増減額(△は増加)	31,539
未払金の増減額(△は減少)	△ 21,717
たな卸資産の増減額(△は増加)	305
その他流動資産の増減額(△は増加)	64
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 241
その他(△は増加)	65,289
小計	△ 545,164
利息の支払額	△ 271,010
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 816,174

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 184,670
補助金による収入	7,460
看護師養成費貸付による支出	180
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 177,030

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	5,700,000
一時借入れの返済による支出	△ 4,800,000
企業債による収入	178,900
企業債の償還による支出	△ 556,172
他会計からの出資による収入	356,166
リース債務の返済による支出	△ 8,974
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	869,920

資金増加(減少)額	△ 123,284
資金期首残高	682,534
資金期末残高	559,250



## 資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 支 出		824,076	5	824,081
2 企 業 債 償 還 金		556,167	5	556,172
	1 企 業 債 償 還 金	556,167	5	556,172

# 支 出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 企 業 債 償 還 金	556,172	



報告第6号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和8年5月13日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	3
専決年月日	令和8年3月27日
事件名	損害賠償の額の決定及び和解の件





「別 紙」

損害賠償の額（和解金額）

区 分	金 額	備 考
—	9,000,000円	慰謝料等を含む和解金
計	9,000,000円	

報告第7号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和8年5月13日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	4
専決年月日	令和8年3月31日
事件名	泉大津市市税条例の一部改正の件



専決第4号

## 泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一



## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例

泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に、「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第41条の2第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第41条の2第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第41条の3第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第41条の3第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第42条の3から第42条の8までを削る。

第43条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第44条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第47条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第48条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第49条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割は、これ」を「軽自動車税」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第49条の2の見出し並びに同条第1項、第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第50条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の2から第6条の6までを削る。

附則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### 第9条 削除

附則第9条の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第10条第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第3号ハ」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36

項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第11項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第11条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第11条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第17条第3項第2号及び第18条第2項第2号中「、附則第9条第1項」

を削る。

附則第19条第2項第2号及び第5項第2号、第19条の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第9条第1項」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉大津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性向上改善工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以降の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日の前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例要綱

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布に伴い、所要の改正を行ったものであること。

### 1 改正内容

#### (1) 環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車使用者の取得時における負担を軽減、簡素化することを目的として、軽自動車税の環境性能割を廃止としたものであること。（第 4 1 条の 3 第 3 項及び第 4 項、第 4 2 条の 3 から第 4 2 条の 8 まで、附則第 6 条の 2 から附則第 6 条の 6 まで関係）

#### (2) 種別割の名称変更

環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする所要の措置を講ずるとしたものであること。（第 5 条、第 4 1 条の 2、第 4 2 条、第 4 3 条、第 4 4 条、第 4 6 条から第 5 0 条まで、附則第 1 1 条、附則第 1 1 条の 2 関係）

#### (3) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の減額措置の拡充

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の減額措置について、特別特定建築物全般を対象とする等の見直しが行われたため、本市条例においても所要の改正を行ったものであること。（附則第 1 0 条の 2 第 1 1 項関係）

#### (4) 住宅ローン控除の延長等に伴う措置

令和 7 年 1 2 月末までに入居した者に係る個人市民税における住宅ローン控除の控除限度額の算定に所得税の課税総所得金額等を使用していることを踏まえ、これらの算定方法について、所得税の基礎控除の引上げに伴い、所要の措置を講じるとしたものであること。（附則第 9 条及び附則第 9 条の 2 関係）

#### (5) その他所要の規定の整備を行ったものであること。

## 2 附則に関する事項

### (1) 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行したものであること。(改正条例附則第1条)

### (2) 経過措置

この条例の施行に関し、所要の経過規定を定めたものであること。(改正条例附則第2条及び第3条)

## 泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第5条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、<u>軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第17条の2において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第41条の2 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第5条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、<u>種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下本項及び次項並びに第17条の2において「特定配当等」という。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第41条の2 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上</u></p>

改正後	改正前
<p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第41条の3 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契</p>	<p><u>の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第41条の3 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この章において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契</p>

改正後	改正前
<p>約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p>第42条 商品である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」で使用しないもの（第47条第1項に規定する申告がなされている軽自動車等を除く。）に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>	<p><u>者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>(<u>種別割の課税免除</u>)</p> <p>第42条 商品である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」で使用しないもの（第47条第1項に規定する申告がなされている軽自動車等を除く。）に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(<u>環境性能割の課税標準</u>)</p> <p><u>第42条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p>(<u>環境性能割の税率</u>)</p> <p><u>第42条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>もの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第42条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第42条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第42条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第43条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の納期</u>)</p> <p>第44条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p><u>がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第42条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第49条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割の税率</u>)</p> <p>第43条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割の納期</u>)</p> <p>第44条 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第46条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第47条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第46条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第47条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33</u></p>

改正後	改正前
<p>5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第49条 市長は、つぎの各号に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があるものに対して課する<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減</p>	<p>号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第49条 市長は、つぎの各号に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があるものに対して課する<u>種別割</u>は、これを減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を</p>

改正後	改正前
<p>免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第49条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 第42条の規定によって<u>軽自動車</u></p>	<p>受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第49条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 第42条の規定によって<u>種別割</u>の</p>

改正後	改正前
<p>税の免除を受けるべき原動機付自転車を運行する必要がある場合は、あらかじめ当該原動機付自転車等の販売業者は、市長に申請書を提出して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。この標識は交付された年度中有効とし、引続いて必要がある場合は毎年4月15日までに更新して交付の申請をしなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>免除を受けるべき原動機付自転車を運行する必要がある場合は、あらかじめ当該原動機付自転車等の販売業者は、市長に申請書を提出して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。この標識は交付された年度中有効とし、引続いて必要がある場合は毎年4月15日までに更新して交付の申請をしなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u></p> <p><u>第6条の2 市長は、当分の間、第4条の2の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第6条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
	<p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<u>が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第6条の4の規定により読み替えられた第42条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に</p>

改正後	改正前
	<p>提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第6条の3 市長は、当分の間、第42条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p>

改正後	改正前									
	<p>(<u>軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例</u>)</p> <p><u>第6条の4 第42条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付</u>)</p> <p><u>第6条の5 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>)</p> <p><u>第6条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第42条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="839 1630 1366 1993"> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 1630 1015 1751"><u>第1号</u></td> <td data-bbox="1015 1630 1190 1751"><u>100分の1</u></td> <td data-bbox="1190 1630 1366 1751"><u>100分の0.5</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1751 1015 1872"><u>第2号</u></td> <td data-bbox="1015 1751 1190 1872"><u>100分の2</u></td> <td data-bbox="1190 1751 1366 1872"><u>100分の1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1872 1015 1993"><u>第3号</u></td> <td data-bbox="1015 1872 1190 1993"><u>100分の3</u></td> <td data-bbox="1190 1872 1366 1993"><u>100分の2</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>	<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>	<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>
<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>								
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>								
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>								

改正後	改正前
<p>(令和6年度から令和8年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第7条 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 削除</p>	<p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第42条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第7条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除</u>)</p> <p>第9条 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法(昭</u></p>

改正後	改正前
	<p>和32年法律第26号)第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第14条及び第16条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第17条及び第17条の2第1項の規定の適用については、第17条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告</p>

改正後	改正前
<p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p>第9条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第16条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条</p>	<p><u>書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>第9条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第16条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条</p>

改正後	改正前
<p>例で定める割合)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u></p>	<p>例で定める割合)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u></p>

改正後	改正前
<p>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>10 法附則第15条第24項第3号</u> ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>11 法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>13及び14</u> (略)</p> <p><u>15 法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合</p>	<p>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>10 法附則第15条第25項第3号</u> ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>11 法附則第15条第25項第4号</u> イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第25項第4号</u> ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>13 法附則第15条第25項第4号</u> ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>14 法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>15 法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>16及び17</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>は3分の1とする。</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施</u></p>	<p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="263 331 785 788">行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか<sup>の別</sup></p> <p data-bbox="231 806 443 846">(4)～(6) (略)</p> <p data-bbox="220 869 609 907">(軽自動車税の税率の特例)</p> <p data-bbox="199 929 785 1680">第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第43条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="231 1706 785 1774" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p data-bbox="199 1796 785 1953">2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用につ</p>	<p data-bbox="869 331 1391 609">行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか<sup>の別</sup></p> <p data-bbox="837 806 1050 846">(4)～(6) (略)</p> <p data-bbox="826 869 1343 907">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p data-bbox="805 929 1391 1680">第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第43条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="837 1706 1391 1774" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p data-bbox="805 1796 1391 1953">2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用につ</p>

改正後	改正前		
<p>いては、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="236 878 785 936"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(イ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	(略)	<p>いては、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 878 1391 936"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項<u>及び次項</u>において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(イ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	(略)
(略)			
(略)			

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア<sup>㊦</sup>中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア<sup>㊦</sup>a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(<u>軽自動車税の種別割</u>の賦課徴収の特例)</p> <p>第11条の2 市長は、<u>軽自動車税の種別割</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける</u>三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第44条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第47条及び第48条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第44条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定（第47条及び第48条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>

改正後	改正前
<p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2、第16条の3、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項及び附則第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項及び附則第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2、第16条の3、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項、<u>附則第9条第1項</u>及び附則第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項、<u>附則第9条第1項</u>及び附則第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2、第16条の3、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項及び附則第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項及び附則第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2、第16条の3、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項、<u>附則第9条第1項</u>及び附則第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第17条、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項、<u>附則第9条第1項</u>及び附則第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2から第19条まで、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2から第19条まで、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第16条の2から第19条まで、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2から第19条ま</p>	<p>(2) 第16条の2から第19条まで、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2から第19条ま</p>

改正後	改正前
<p>で、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2から第17条まで、第17条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定の適用について</p>	<p>で、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条の2から第17条まで、第17条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項の規定の</p>

改正後	改正前
<p>は、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項前段、第19条、第19条の2第1項並びに附則第8条の2第1項、<u>第9条第1項</u>及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>



報告第8号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和8年5月13日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	5
専決年月日	令和8年3月31日
事件名	令和7年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第7号）







専決第5号

## 令和7年度泉大津市一般会計補正予算

令和7年度泉大津市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,298,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		195,504	3,342	198,846
	2 自動車重量譲与税	95,000	3,054	98,054
	4 森林環境譲与税	8,504	288	8,792
4 配当割交付金		90,000	36,391	126,391
	1 配当割交付金	90,000	36,391	126,391
5 株式等譲渡所得割交付金		90,000	102,849	192,849
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,000	102,849	192,849
6 法人事業税交付金		220,000	14,920	234,920
	1 法人事業税交付金	220,000	14,920	234,920
7 地方消費税交付金		1,800,000	145,347	1,945,347
	1 地方消費税交付金	1,800,000	145,347	1,945,347
8 環境性能割交付金		32,000	7,852	39,852
	1 環境性能割交付金	32,000	7,852	39,852
9 地方特例交付金		73,500	1,076	74,576
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,076	1,076
10 地方交付税		5,673,013	29,945	5,702,958

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	5,673,013	29,945	5,702,958
13 使用料及び手数料		306,523	△4,315	302,208
	2 手数料	127,557	△4,315	123,242
16 財産収入		151,334	67,413	218,747
	1 財産運用収入	121,824	889	122,713
	2 財産売払収入	29,510	66,524	96,034
17 寄附金		1,032,010	0	1,032,010
	1 寄附金	1,032,010	0	1,032,010
20 諸収入		1,317,113	1,911	1,319,024
	5 雑入	925,469	1,911	927,380
歳 入 合 計		41,891,937	406,731	42,298,668

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,943,129	408,698	6,351,827
	1 総務管理費	4,594,709	408,698	5,003,407
4 衛生費		3,536,587	△4,224	3,532,363
	2 清掃費	1,286,385	△4,224	1,282,161
7 土木費		3,455,067	2,257	3,457,324
	2 道路橋りょう費	567,702	1,951	569,653
	4 都市計画費	743,756	306	744,062
歳 出 合 計		41,891,937	406,731	42,298,668



# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

## 1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 地方譲与税	195,504
4 配当割交付金	90,000
5 株式等譲渡所得割交付金	90,000
6 法人事業税交付金	220,000
7 地方消費税交付金	1,800,000
8 環境性能割交付金	32,000
9 地方特例交付金	73,500
10 地方交付税	5,673,013
13 使用料及び手数料	306,523
16 財産収入	151,334
17 寄附金	1,032,010
20 諸収入	1,317,113
歳 入 合 計	41,891,937

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
3, 3 4 2	1 9 8, 8 4 6
3 6, 3 9 1	1 2 6, 3 9 1
1 0 2, 8 4 9	1 9 2, 8 4 9
1 4, 9 2 0	2 3 4, 9 2 0
1 4 5, 3 4 7	1, 9 4 5, 3 4 7
7, 8 5 2	3 9, 8 5 2
1, 0 7 6	7 4, 5 7 6
2 9, 9 4 5	5, 7 0 2, 9 5 8
△4, 3 1 5	3 0 2, 2 0 8
6 7, 4 1 3	2 1 8, 7 4 7
0	1, 0 3 2, 0 1 0
1, 9 1 1	1, 3 1 9, 0 2 4
4 0 6, 7 3 1	4 2, 2 9 8, 6 6 8

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	5,943,129	408,698
4 衛生費	3,536,587	△4,224
7 土木費	3,455,067	2,257
歳 出 合 計	41,891,937	406,731

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
6,351,827			67,264	341,434
3,532,363			△4,224	
3,457,324			2,257	
42,298,668			65,297	341,434

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 195,504	千円 3,342	千円 198,846

### (款) 2 地方譲与税

#### (項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車重量譲与税	95,000	3,054	98,054
計	95,000	3,054	98,054

#### (項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	8,504	288	8,792
計	8,504	288	8,792

補 正 前	補 正 額	計
千円 90,000	千円 36,391	千円 126,391

### (款) 4 配当割交付金

#### (項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 配当割交付金	90,000	36,391	126,391
計	90,000	36,391	126,391

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 自動車重量譲与税	3,054	自動車重量譲与税

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	288	森林環境譲与税

節		説明
区分	金額	
1 配当割交付金	36,391	配当割交付金

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

補正前	補正額	計
千円 90,000	千円 102,849	千円 192,849

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	90,000	102,849	192,849
計	90,000	102,849	192,849

補正前	補正額	計
千円 220,000	千円 14,920	千円 234,920

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 法人事業税交付金	220,000	14,920	234,920
計	220,000	14,920	234,920

補正前	補正額	計
千円 1,800,000	千円 145,347	千円 1,945,347

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税交付金	1,800,000	145,347	1,945,347

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	102,849	株式等譲渡所得割交付金

節		説明
区分	金額	
1 法人事業税交付金	14,920	法人事業税交付金

節		説明
区分	金額	
1 地方消費税交付金	145,347	地方消費税交付金 42,756

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,800,000	145,347	1,945,347

補正前	補正額	計
千円 32,000	千円 7,852	千円 39,852

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 環境性能割交付金	32,000	7,852	39,852
計	32,000	7,852	39,852

補正前	補正額	計
千円 73,500	千円 1,076	千円 74,576

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,076	1,076
計	0	1,076	1,076

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		社会保障財源交付金 102,591

節		説 明
区 分	金 額	
1 環境性能割交付金	7,852	環境性能割交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,076	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

補正前	補正額	計
千円 5,673,013	千円 29,945	千円 5,702,958

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	5,673,013	29,945	5,702,958
計	5,673,013	29,945	5,702,958

補正前	補正額	計
千円 306,523	千円 △4,315	千円 302,208

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生手数料	97,832	△4,315	93,517
計	127,557	△4,315	123,242

補正前	補正額	計
千円 151,334	千円 67,413	千円 218,747

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	24,152	889	25,041

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	29,945	特別交付税

節		説明
区分	金額	
1 清掃手数料	△4,315	一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	889	地域環境基金利子収入 91

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
計	121,824	889	122,713

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
2 不動産売払収入	2,000	66,524	68,524
計	29,510	66,524	96,034

補正前	補正額	計
千円 1,032,010	千円 0	千円 1,032,010

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 指定寄附金	1,032,000	0	1,032,000
計	1,032,010	0	1,032,010

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金利子収入 27 泉大津市ふるさと応援基金利子収入 753 泉大津市公共施設整備基金利子収入 △40 泉大津市森林環境譲与税基金利子収入 18 泉大津市立駐車場整備基金利子収入 40

節		説明
区分	金額	
1 土地建物売払収入	66,524	土地売払収入

節		説明
区分	金額	
2 ふるさと応援寄附金	0	ふるさと応援寄附金 △4,000 安全・安心なまちづくり連携活動基金事業費寄附金 4,000

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

補正前	補正額	計
千円 1,317,113	千円 1,911	千円 1,319,024

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	925,469	1,911	927,380
計	925,469	1,911	927,380

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	1,911	指定管理者納付金

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 5,943,129	千円 408,698	千円 6,351,827

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
21 財政調整基金費	452,522	341,434	793,956				341,434
22 安全・安心なまちづくり連携活動基金費	8,700	4,027	12,727			4,027	
23 ふるさと応援基金費	494,952	△3,247	491,705			△3,247	
24 公共施設整備基金費	3,405	66,484	69,889			66,484	
計	4,594,709	408,698	5,003,407			67,264	341,434

補正前	補正額	計
千円 3,536,587	千円 △4,224	千円 3,532,363

#### (款) 4 衛生費

##### (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 塵芥処理費	675,748	△23,677	652,071			△23,677	
4 地域環境基金費	28,632	19,453	48,085			19,453	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	341,434	1 財政調整基金積立 事業 341,434	24 積立金 財政調整基金積立金 341,434
24 積立金	4,027	1 安全・安心なまちづ くり連携活動基金積 立事業 4,027	24 積立金 安全・安心なまちづくり連携活動基金積 立金 4,027
24 積立金	△3,247	1 ふるさと応援基金積 立事業 △3,247	24 積立金 ふるさと応援基金積立金 △3,247
24 積立金	66,484	1 公共施設整備基金積 立事業 66,484	24 積立金 公共施設整備基金積立金 66,484

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費 10 需用費 12 委託料	△46 △23,107 △524	4 一般家庭ごみ減量 化推進事業(地域環 境基金活用事業) △23,677	8 旅費 普通旅費 △46 10 需用費 消耗品費 △23,107 12 委託料 一般家庭ごみ収集手数料徴収事務委託料 △227 指定ごみ袋管理搬送委託料 △297
24 積立金	19,453	1 地域環境基金積立事 業 19,453	24 積立金 地域環境基金積立金 19,453

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	1,286,385	△4,224	1,282,161			△4,224	

補正前	補正額	計
千円 3,455,067	千円 2,257	千円 3,457,324

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 交通安全対策費	95,413	1,951	97,364			1,951	
計	567,702	1,951	569,653			1,951	

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
6 森林環境譲与税基金費	8,533	306	8,839			306	
計	743,756	306	744,062			306	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	1,951	6 駐車場整備基金積立 事業 1,951	24 積立金 1,951 駐車場整備基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	306	1 森林環境譲与税基金 積立事業 306	24 積立金 306 森林環境譲与税基金積立金

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費



報告第9号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年5月13日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	6
専決年月日	令和8年3月31日
事件名	損害賠償の額の決定及び和解の件





「別 紙」

損害賠償の額（和解金額）

区 分	金 額	備 考
—	30,184円	損害賠償金
計	30,184円	

議案第 32 号

## 泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 13 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により、公示送達の方法が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第5条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の泉大津市市税条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法の改正により、公示送達の方法が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

### 1 改正内容

#### (1) 公示送達の方法の見直し

公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を本市の掲示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものであること。（第3条関係）

#### (2) その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 2 附則に関する事項

#### (1) 施行期日

この条例（案）は、令和8年5月21日から施行するものであること。（改正条例附則第1条）

#### (2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第2条）

## 泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(公示送達)</p> <p>第3条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を泉大津市公告式条例（昭和25年条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第5条 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税を滞納している場合</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第3条 法第20条の2の規定による公示送達は、泉大津市公告式条例（昭和25年条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第5条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について</u></p>

改 正 案	現 行
においてその旨とする。	天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

